

令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画等について

1 保育提供体制確保のための実施計画について

- ◆この計画は、地域の保育サービスの質と量を確保し、子どもや家庭を支援する具体的施策を定める内容で、自治体ごとに作成する。
- ◆自治体が国から各種子育て施策に係る補助金を受ける際は、この計画を作成・提出して事前に国の採択を受ける必要がある。

(1) 計画の概要



- ・この計画は主に待機児童解消を目的に平成25年度から各自治体での作成が始まり、名称を変えながら現在の計画に至る。
- ・計画の内容は、「保育需要の見込み」や、それに対応する「整備量（利用定員数）」、「地域が抱える課題とその対応策」など。
- ・計画初年度に最終年度までの見込み値を含めて作成し、2年目以降も年度ごとに国の採択を受ける必要あり。
- ・上図のとおり、全国的な待機児童の減少傾向を受けて、計画の主な目的が「保育の量」から「保育の質」の確保に変わっている。

(2) 令和8年度からの変更内容

計画を国へ提出する際に、各自治体の子ども・子育て会議等で内容の承認（事後承認も可）が必要となった。

(3) 今回の説明内容

令和8年2月10日付で提出した実施計画について、承認をお願いするものです。

保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

資料5

I 課題 及び 今後取り組むべき内容

1 保育人材の確保

(1) 課題

福島県における保育士の1月時点の有効求人倍率は、令和5年が3.54、令和6年が3.20、令和7年が2.79と高い水準で推移しており、保育人材の確保が大きな課題となっている。

(2) 今後取り組むべき内容

本市の保育士・保育所支援センターの事業として、「就職・復職前研修会」に加え、令和8年度から「中高生向け保育士体験会」、「合同就職相談会」、「若手保育士交流会」を開催する。

また、保育士の人材確保を図るため、「保育士宿舍借り上げ支援事業」を継続して実施する。

2 年度途中における待機児童の解消

(1) 課題

本市では、5年連続で4月1日時点の待機児童数ゼロを達成するも、年度途中には、相当数の待機児童が発生している。また、保護者の入所希望と、空きが生じている施設とのマッチングが課題となっている。

(2) 今後取り組むべき内容

年度途中における待機児童の解消、保育の質の向上等を図るため、「認可外保育施設の認可移行」、「幼稚園の認定こども園への移行」による受け皿整備を進める。

「保育コンシェルジュ」を本市保育課内に配置し、保護者の入所希望と空きが生じている施設とのマッチングを支援する。

また、年度途中の待機児童の解消に資するため、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を継続して実施する。

II 希望する財政支援

◆保育士宿舍借り上げ支援事業

令和8年度は、24施設・71人の利用（総事業費42,941千円）を見込んでおり、2分の1に相当する21,470千円の国の財政支援を希望する。

◆利用者支援事業（特定型） （保育コンシェルジュ）

令和8年度も、職員2名の人件費9,662千円の費用を要すると見込んでおり、補助基準額にあたる2,871千円の財政支援を希望する。

◆一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

令和8年度は、12施設・102名の利用（総事業費13,770千円）を見込んでおり、子ども・子育て交付金として国県それぞれ3分の1に相当する9,180千円の財政支援を希望する。

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名: 郡山市

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
（申請者数（保育ニーズ））数	0歳児	321.	365.	359.	352.	344.
	1・2歳児	2,149.	2,175.	2,129.	2,098.	2,075.
	3歳以上児	3,008.	3,049.	2,914.	2,889.	2,873.
	合計	5,478.	5,589.	5,402.	5,339.	5,292.
（利用定員数（整備量））数	0歳児	697.	706.	716.	716.	716.
	1・2歳児	2,438.	2,452.	2,522.	2,522.	2,522.
	3歳以上児	3,252.	3,283.	3,403.	3,403.	3,403.
	合計	6,387.	6,441.	6,641.	6,641.	6,641.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			

◆「申請者数（保育ニーズ）」の考え方

= 認可保育施設 在所児童 + 保留児童（転所等を除く）

各年度の値は、「4月1日時点」の値であり、実情は年度末まで在所児童数と年度途中の保留児童数が徐々に増加していく。

◆「利用定員数（整備量）」の考え方

= 「認可保育施設」の定員に加えて、認可外の「企業主導型」及び「一時預かり(幼稚園型Ⅱ)」の定員を加えた値で計上。

令和9年度以降の「利用定員数（整備量）」について

現時点での「令和8年度まで」の値を、便宜上そのまま令和11年度までの見込み・計画数として記載している。

⇒令和9年度以降の整備計画が具体的になり次第、見込み・計画数は今後も増減が生じる予定。

R7⇒R8年度 整備量の増減内訳

↓
ユーパロ中町保育園 …認可外（夜間定員40人）⇒認可（定員20人）への移行や、現行認可保育施設の定員変更等による。

R8⇒R9年度 整備量の増減内訳

↓
別紙「整備計画」による。

- 令和11年度末には、公立保育所4施設（桃見台・針生・御代田・鶴見坦）の閉所（合計で定員▲240人）を予定。
- なお、令和8年度も4月1日付け国基準待機児童はゼロの見込み。
※保留児童の内訳等の詳細については、4月1日付け在所児童等の集計結果とともに、例年どおり令和8年度初回の子ども・子育て会議にて報告予定。

令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画等について

資料5

2 就学前教育・保育施設整備交付金に係る「整備計画」について

(1) 概要

- ◆「就学前教育・保育施設整備交付金」は、保育所、認定こども園、小規模保育事業及び乳児等通園支援事業所等を整備する際に、市が各施設へ支出する補助金の主要な財源となる国の交付金である。
- ◆当交付金を活用する場合、整備年度の前年度1月～2月に、国に整備計画を提出しなければならない。
- ◆令和8年度分から整備計画を提出する際は、各自治体の子ども・子育て会議等で内容の承認（事後承認も可）が必要となった。

(2) 事業着手までの流れ



※令和8年度整備分（令和9年4月開所予定）の整備計画は、令和8年2月9日に提出済

※令和7年度より、整備計画の提出時期は、毎年度1月～2月の年に1回のタイミングのみに限定されるようになった。

(3) 今回の説明内容

令和8年2月9日付けで提出した整備計画について、承認をお願いするものです。

(4) 令和8年度認可保育施設整備事業（令和9年4月1日開所予定）の整備計画について

資料5

① 幼保連携型認定こども園安積町つつみ幼稚園の整備計画について

施設名	幼保連携型認定こども園 安積町つつみ幼稚園	
施設種別	幼保連携型認定こども園	
設置主体	学校法人仲川学園	
整備目的	待機児童の解消に必要な整備	
整備区分	創設	
対象経費の 実支出予定額	128,404千円	
交付基準額	165,074千円	
国へ交付申請額	64,202千円	
国補助率	保育所等	教育部分
	1/2	1/2
実施計画採択における 補助率の嵩上げ	採択による補助率嵩上げなし	
国土強靱化地域計画	策定済だが明記なし	
木材利用推進事業	非該当	
PFI事業	非該当	
抵当権設定	設定予定	

事業計画年度	単年度（2026年度のみ）					
事業着手予定月	令和8年4月					
完成予定年月日	令和9年2月28日					
交付金採択優先順位	1					
所要額調査での回答	回答済					
定員 (1号定員含む合計)	現定員		整備後定員		増減	
	60		72		12	
現定員内訳 (1号定員含む合計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	0	0	0	24	18	18
整備後定員内訳 (1号定員含む合計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	3	5	5	23	18	18
1号定員	整備前			整備後		
	60			29		
2・3号増加定員	0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
	3		10		30	
預かり保育	実施しない					

※対象経費の負担割合は、国が1/2、市が1/4、事業者が1/4となっている。

(4) 令和8年度認可保育施設整備事業（令和9年4月1日開所予定）の整備計画について

資料5

②木の実保育園の整備計画について

施設名	木の実保育園	
施設種別	小規模保育事業所	
設置主体	(仮)株式会社あかるみ	
整備目的	待機児童の解消に必要な整備	
整備区分	創設	
対象経費の 実支出予定額	41,399千円	
交付基準額	82,846千円	
国へ交付申請額	20,699千円	
国補助率	保育所等	教育部分
	1/2	—
実施計画採択における 補助率の嵩上げ	採択による補助率嵩上げなし	
国土強靱化地域計画	策定済だが明記なし	
木材利用推進事業	非該当	
PFI事業	非該当	
抵当権設定	設定予定	

事業計画年度	単年度（2026年度のみ）					
事業着手予定月	令和8年4月					
完成予定年月日	令和9年1月31日					
交付金採択優先順位	2					
所要額調査での回答	回答済					
定員 (1号定員含む合計)	現定員		整備後定員		増減	
	0		19		19	
現定員内訳 (1号定員含む合計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	0	0	0	0	0	0
整備後定員内訳 (1号定員含む合計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	4	7	8	0	0	0
1号定員	整備前			整備後		
	0			0		
2・3号増加定員	0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
	4		15		0	
預かり保育	実施しない					

※対象経費の負担割合は、国が1/2、市が1/4、事業者が1/4となっている。

令和8年度認可保育施設整備事業（令和9年4月1日開所予定）の採択について（報告）

資料5

4事業者から事業採択の応募があり、審査の結果、基準を満たした以下の4事業を採択した。

No	応募事業者名	施設名称 (仮称)	施設区分	施設所在地 (保育提供区域)	整備方法	定員			
						0歳	1・2歳	3歳以上	計
1	学校法人仲川学園 理事長 小橋 達夫	幼保連携型認定こども園 安積町つつみ幼稚園	幼保連携型 認定こども園	成山町 (中心部・南東部)	補助整備	3	10	59	72
						3号：13名		1号：29 2号：30	
2	伊藤 清子 ((仮)株式会社あかるみ)	木の実保育園	小規模保育事業	久留米5丁目 (中心部・南東部)	補助整備	4	15	0	19
						3号：19名		1号：0 2号：0	
3	学校法人郡山私幼協学園 理事長 鈴木 則子	みらいこども園	幼保連携型 認定こども園	喜久田町 堀之内 (北部)	自主整備	0	15	66	81
						3号：15名		1号：30 2号：36	
4	学校法人志賀学園 理事長 志賀 達生	並木こども園	幼保連携型 認定こども園	並木5丁目 (中心部・南東部)	自主整備	3	30	69	102
						3号：33名		1号：15 2号：54	

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（R7年度採択市区町村数 645市区町村（令和7年12月時点））

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村（※2）

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3） （※5） 設置主体の要件緩和（※6）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3） 設置主体の要件緩和（※6）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

- ※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
- ※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。

実施計画・整備計画の考え方

【実施計画】

市区町村は、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、国に提出していただくこととしています。また、財政支援を希望する市区町村は、実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行っていただく必要があります。

①「実施計画」の作成様式

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体 … 様式 1 - 1、1 - 2、様式 2
「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望しない自治体 … 様式 1 - 1

②「実施計画」（様式 1 - 1）の作成に当たっての考え方

1. 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制

- ・ 令和 1 1 年度までの各年度の「就学前児童数」・「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる 5 か年の全体計画を策定する。

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

- ・ 上記で作成した令和 1 1 年度までの「利用定員数（整備量）」の計画が達成できるよう、個別の施設ごとの定員増減を考えて、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育所等改修費等支援事業」を活用して実施する 5 か年の整備計画を記載する。また、定員変更を伴わない「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとする整備がある場合も同様に記載する。

また、上記整備交付金及び改修費支援等事業を活用せずに定員増減を行う施設について、その実施内容などを記載する。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

【整備計画】

市区町村において「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備計画に基づく施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出していただくこととしております。

また、整備計画の提出にあたっては、市区町村が計画的に整備を進めるものとして、地方版子ども・子育て会議等にて承認を得ていただく必要があります。

①「整備計画」の作成様式

「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする自治体 … 施設整備計画協議登録様式(いわゆる「エントリーシート」)

②「整備計画」の作成に当たっての考え方

- ・ 市区町村ごとに作成した「実施計画」に基づき、各年度（令和 8 年度）に計画している「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする全ての必要な施設整備事業について作成する。

※ 「整備計画（エントリーシート）」をもって、「就学前教育・保育施設整備交付金」の採択予定事業として仮決定を行うため、実施計画に記載のない施設整備事業（老朽化対策など定員変更を伴わない整備事業、乳児等通園支援事業所のための整備など）についても全て記載すること。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

整備費の国庫補助を受けようとする自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

【参考】令和7年11月11日開催 第65回郡山市子ども・子育て会議資料

資料4

認可保育施設の整備について

認可保育施設の整備にかかる今後の進め方、スケジュール等について、ご説明いたします。

1 認可保育施設の整備の方向性について

■「郡山市子ども・若者計画（2025～2029）」の方向性

- (1) 幼稚園等から認定子ども園への移行を進める
- (2) 認可外保育施設から認可保育施設への移行を進める

※令和3年10月に子ども・子育て会議に説明した。

2 令和8年度以降の整備について

■事業採択にかかる募集

- ・計画の実現性・確実性等を事前確認し、採択・整備を進める（事前相談での確認）
- ・整備希望施設のうち、整備の方向性に合致し、計画が具体化している施設が対象
- ・各年度の採択数については、自主整備も含め3施設程度を目安とする
- ・整備補助に当たっては、国の交付金を活用する

○令和8年度の整備に向けた状況

- ・令和7年6月 意向調査を実施：令和9年4月までの移行を目指す施設を把握
- ・9月～10月 事前相談を案内：移行希望施設の具体的な計画の状況等を把握

3 今後のスケジュールについて



【方向性における考え方】

- ・年度途中で発生している待機児童の解消
- ・多様化する保護者ニーズに対応する幼保一元化の推進
- ・認可施設移行による保育の質の向上
- ・既存施設を最大限に活用した受け皿整備

【整備における考え方】

- ・公平性・透明性の確保
- ・整備後の施設運営の安定性・継続性
- ・施設整備費補助金や移行後の施設型給付費の市負担の急激な上昇を抑制
- ・国交付金の募集（R7から年1回）に合わせたスケジュール